

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) 第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。 (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。 (2) 儀式その他諸行事に関すること。 (3) 学長選考・監察会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。 (4) 事務組織の改善及び合理化に関すること。 (5) 会議室の使用に関すること。 (6) 渉外に関すること。 (7) 学内の警備取締りに関すること。 (削除) <u>(8)</u> 危機管理に関すること。 <u>(9)</u> 防災に関すること。 <u>(10)</u> 解剖体の受入事務に関すること。 <u>(11)</u> 役員の秘書事務に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 <u>(12)</u> 学術団体等との連絡に関すること。	(略) 第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。 (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。 (2) 儀式その他諸行事に関すること。 (3) 学長選考・監察会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。 (4) 事務組織の改善及び合理化に関すること。 (5) 会議室の使用に関すること。 (6) 渉外に関すること。 (7) 学内の警備取締りに関すること。 <u>(8) 学内駐車場の運用に関すること。</u> <u>(9)</u> 危機管理に関すること。 <u>(10)</u> 防災に関すること。 <u>(11)</u> 解剖体の受入事務に関すること。 <u>(12)</u> 役員の秘書事務に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 <u>(13)</u> 学術団体等との連絡に関すること。

- (13) 放射性同位元素等の取扱いに関する事
務。
(14) 掲示に関する事
務。
(15) その他総務課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務
に関する事
務。

(略)

第37条 施設企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する事
務。
(2) 役務及び工事の入札及び請負契約に関する事
務。
(3) 土地、建物、工作物（以下「施設」という。）に係る投資、運
用、保全、改善（以下「整備等」という。）及び施設管理に係る
予算に関する事
務。
(4) 工事の競争入札参加者の資格審査に関する事
務。
(5) 施設の整備等の中期目標・中期計画に関する事
務。
(6) 施設の整備等に係る財務管理に関する事
務。
(7) 施設の整備等に係る届出、報告に関する事
務。
(8) 職員宿舎に関する事
務。
(9) 学内駐車場の運用に関する事
務。（新設）
(10) その他施設課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事
務に関する事
務。

(略)

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

【改正理由】

学内駐車場の運用に関する事務の所掌の変更に伴い、所要の改正
を行うものである。

- (14) 放射性同位元素等の取扱いに関する事
務。
(15) 掲示に関する事
務。
(16) その他総務課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務
に関する事
務。

(略)

第37条 施設企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する事
務。
(2) 役務及び工事の入札及び請負契約に関する事
務。
(3) 土地、建物、工作物（以下「施設」という。）に係る投資、運
用、保全、改善（以下「整備等」という。）及び施設管理に係る
予算に関する事
務。
(4) 工事の競争入札参加者の資格審査に関する事
務。
(5) 施設の整備等の中期目標・中期計画に関する事
務。
(6) 施設の整備等に係る財務管理に関する事
務。
(7) 施設の整備等に係る届出、報告に関する事
務。
(8) 職員宿舎に関する事
務。
(9) その他施設課の所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事
務に関する事
務。

(略)